

平成31年(ワ)第7175号 外2件 損害賠償請求事件

被告 学校法人東京医科大学

## 第1準備書面

5

2019(令和元)年10月2日

東京地方裁判所 民事第25部甲B係 御中

10

原告ら代理人弁護士 櫻町直樹



### 第1 被告の不法行為について

被告は、性別や卒業からの年数等によって受験生を差別する違法な「属性調整」を前提とした、著しく不公正、不公平な入学者選抜を実施することを「予め」決定していたにもかかわらず、これを秘して入学者選抜を実施したものであり、入学者選抜を構成する一連の手続きが、全体として違法な1個の不法行為というべきである。

その一連の手続きの中でも、とりわけ、受験生の募集、採点及び合否判定の各手続によって原告らの権利が侵害されたことは、平成31年3月22日付訴状第4、第5(併合事件各訴状・第4～第5も同様)で述べたとおりである。

以下、被告の不法行為の内容について詳述する。

### 第2 被告の不法行為とそれによって侵害された原告らの権利または利益

1 被告が実施した一連の入学者選抜手続きが女子受験生に対する差別行為であり全体として違法であること

25

(1) 入学者選抜は一連の手続きから構成されるひとつの「体制」である

こと

5 ア 学校教育法第3条等に基づく文部科学省令である大学設置基準は、「大学を設置するのに必要な最低の基準」(1条2項), であり, 「大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」(同条3項)とされている。

イ そして、大学設置基準第2条の2は、入学者の選抜は「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」われるべきものと規定している。

10 ウ 当該規定からも明らかなように、入学者の選抜とは、大学での教育を受けるに相応しい学生の選抜を目的として一連の手続きから構成された「体制」を整えて行われるものであり、単に、「試験の実施」や「合否の判定」などの個別手続きが集合したものではない。

15 エ 大学(を運営する学校法人)は、各年度における入学者選抜の実施に先立ち、入学者受入れの方針(アドミッションポリシー)をはじめとした全体的な計画を定め、それに基づき入学者選抜の実施体制を整える。

オ そして、入学者選抜の体制は、アドミッションポリシー等学生選抜の方針に沿った評価方法の決定、募集要項の公表、試験日程の実施、合否の判定、発表といった一連の手続きによって構成される(甲13〔手続①～手続⑧〕)。

20 (2) 被告における属性調整を含む入学者選抜体制の構築と実施

ア 被告においては、以下のとおり、遅くとも平成18(2006)年度の入学者選抜体制の構築に際して、性別等による「属性調整」が計画され、実際に合否判定に用いる電子システムに属性調整のためのプログラムが組み込まれ、それ以降、平成30(2018)年度の入学者選抜に至るまで、  
25 例外なく「属性調整」が計画され、組織的に実施されてきた。

イ すなわち、平成18(2006)年度の入学者選抜の準備に先立ち、当時の

学長兼入試委員長である伊東氏は、被告学務課職員に対して、「男子を増やす案をいくつか考えろ。」等と告げ、性別等による合格者の調整を実施するよう指示をした。

ウ かかる指示を受けて、遅くとも平成17（2005）年6月9日までには、  
5 学務課職員が、性別等に基づく具体的な点数調整内容を記載した「平成18（2006）年度一般入学試験成績集計方法（案）」と題する文書を作成した（甲4〔3頁脚注1〕）。

エ そして、当該文書に基づいて、具体的な属性による点数調整方法について被告内部での検討を経て、入試用電子システムにおいて特定の属性調整方法（電子プログラム）が採用された。  
10

オ 結果、入学者選抜において、当該入試用電子システムに基づき、合格者選定名簿が作成された（甲4〔3～4頁〕、甲3の1〔50頁～51頁〕）。

カ 平成19（2007）年度以降、平成30（2018）年度までの各年度の入学者選抜においても、毎年、平成18（2006）年度と同様に成績集計方法  
15 に関する文書が作成された上で、被告の入試委員会で配布され、属性による点数調整を実施する旨の意思決定がなされ、さらに、属性調整の具体的係数や加算点数について、男子の合格者を一定数確保できるよう、入試の都度、見直しがなされてきた（甲4〔3頁脚注1、5頁〕、甲14〔23頁〕）。

20 キ そして、各年度とも、見直し後の属性調整方法を組み込んだ電子システムを運用して、合格者選定名簿が作成され、実際に合否決定に用いられてきた（甲4〔3頁脚注1〕、甲3の1〔50頁～51頁〕）。

(3) 入学者選抜の体制全体が差別的意図に貫かれ実施されてきたこと

ア このように、被告は、遅くとも平成18（2006）年度以降、平成30（2018）  
25 年度に至るまで、実に「13か年度」分の入学者選抜において、「男子を女子よりも増やす」つまり、「公正、公平な試験を実施した場合より

も女子合格者数を抑制する」という、明確な女子受験生に対する差別的な意図に基づき、組織的に、その実現のための仕組みを備えた入学者選抜の実施体制を整え、実施してきたのである。

イ 敷衍すれば、被告は、女子受験生に不利益な属性調整を組み込んだ採点・評価方法を、入学者選抜の実施に先立って予め検討・決定したうえで、受験生を募集し、試験を実施し、採点段階で実際に属性調整を組み込んだ電子システムを運用し、同システムに基づき作成された合格者選定名簿に基づき合否判定を行ってきた（甲 13〔手続①～⑧〕）。

ウ しかも、被告は、こうした差別的な入学者選抜を行っていることを外部に秘したまま、次年度の募集要項を作成して受験生の募集を行い、あたかも被告における入学者選抜は「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」っているかのように装ってきたのである。

エ その結果、長年に渡って、被告の女子受験生差別的な入学者選抜体制は、非難を浴びることなく温存されてきた。

オ なお、平成 19（2007）年度以降の属性調整にかかる意思決定過程については、第三者委員会の報告書等においても、その詳細は明らかになっていない。

カ しかしながら、上述したような、平成 18（2006）年度入試に際しての、属性調整導入時における明白な差別的意図と、その後も同様の属性調整を組み込んだ入学者選抜が、男子受験生の優位性を確保すべく、加点方法等につき微調整を重ねながら組織的・継続的に実施されてきたという実態に鑑みれば、平成 19（2007）年度以降の各年度においても、被告の入学者選抜方針の意思決定段階から合格者発表までの一連の手続き（甲 13〔手続①～⑧〕）、すなわち入学者選抜体制全体が、「女子合格者数の抑制」という違法な差別的意図・目的で貫かれ、当該目的実現に向けられた手段として機能してきたと言わざるをえない。

(4) 「女子合格者数の抑制」という目的は、男女別の合格率の差として実現していること

ア 実際、被告の「女子合格者数の抑制」という目的は、属性調整を含む入学者選抜体制のもと、男女別の合格率（合格者数／受験者数）の差として実現されてきた。

イ すなわち、被告における合格率は、平成25（2013）年度から平成30（2018）年度における平均をとると、男性合格率6.79%、女子受験生合格率5.27%であり、男性合格率は女子受験生合格率の1.29倍になっている。

10 ウ 平成30（2018）年度に限って言えば、男性合格率9.04%に対し女子受験生合格率は2.91%であり、男性合格率は女子受験生合格率の実に「3.11倍」にも達していた（甲15 医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査の結果速報について〔4頁・番号62〕）。

エ 他方、被告における各種不正行為が発覚し、是正された後に実施された平成31（2019）年度の入学者選抜においては、男性合格率が19.84%であるのに対し、女子受験生合格率は20.21%であり、男性合格率は女子受験生合格率の0.98倍と、従前とは逆に、女子受験生合格者が男性合格者を上回る結果となった（甲16 医学部医学科における不適切な事業の改善状況等に関する調査結果（平成31年度入学者選抜について）〔3頁〕）。

オ このように、平成31（2019）年度（不正行為の是正後）の数値では、男女合格率にほぼ差がみられないことからしても、是正前の男女合格率の差が、まさに被告の性別による属性調整の結果であったことは明白である。

25 カ 被告の「女子合格者数の抑制」という目的は、被告が入念に属性調整を含む入学者選抜体制を構築し、それを秘したまま入学者選抜を実施して

きたことで、男女合格率における差として結実してきたのである。

(5) 被告の各年度の一連の入学者選抜体制手続が全体として違法な差別行為であること

5 ア 上述のとおり、被告は、平成18(2006)年度の入学者選抜の準備段階から一貫して「女子合格者数の抑制」という目標を掲げ、組織的に属性調整を中心とする性差別的な入学者選抜体制を構築し、以降、平成30(2018)年度に至るまで、実際に性差別的な入学者選抜を反復継続し、結果として男子合格率を女子合格率よりも優位に保ち、目標を達成してきた。

10 イ 入学者選抜の目的は、言うまでもなく「当該教育機関(大学)における高等教育課程を受けるのに適格性を有する者の選抜」であり、被告においては、東京医科大学ウェブサイトの「入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)」で「本学の建学の精神は「自主自学」であり、自主性を重んじた医学教育を実践している。校是として「正義・友愛・奉仕」を掲げ、患者とともに歩むことのできる医療人を一世紀にわたり育成してきた。本学では、この建学の精神、校是およびミッションを理解し、多様性、国際性、人間性を兼ね備えた医療人となる高い志を持った、次のような人を求めている。」と謳っている。

15 ウ しかるに、被告が実際に行ってきた入学者選抜においては、上記アドミッションポリシーに反して、「女子合格者数を抑制する」という目的が設定され、これを達成・実現するため、女子受験生の小論文得点を一律に減点(かつ、男子受験生とは異なり加点をしない)という「属性調整」が、組織的・継続的に行われてきた。

25 エ 「女子合格者数の抑制」は、女子受験生に対する性別を理由とした差別にほかならないのであるから、被告の入学者選抜においては、「医療人養成のための教育への適格性を有する者の選抜」という本来の目的と、

「女子受験生差別」としての女子合格者数の抑制が、一体不可分のものとして結びついていて、というべきである。

オ ここで、「女子に対する差別」の定義について、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、「女子受験生差別撤廃条約」という。）第1条は次のように定めている。

カ 「性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」（下線は代理人において付した。）。

キ 同条約の定義に則していえば、被告の平成18（2006）年度ないし平成30（2018）年度の各入学者選抜体制は、女子が男子と同一の入学者選抜試験や教育を受ける権利及び基本的自由を享有し行使することを害する目的を有し、かつ、実際に同様の効果を有する、あからさまな女子受験生差別を内包したシステムと言わなければならない。

ク 被告が構築した入学者選抜体制において、募集要項の公表、試験日程の実施、属性調整を用いた採点、合否の判定等といった一連の手続き（甲13〔手続③～⑧〕）が、各々「女子合格者数の抑制」という差別的な目的を実現するための不可欠な要素として有機的に機能することで、当該目的が達成されてきたのであるから、平成18（2006）年度ないし平成30（2018）年度まで各年度の「一連の入学者選抜手続の全体」（甲13〔手続①～⑧〕）は、原告ら女子受験生に対する一個の違法な差別行為と評価すべきである（以下、被告の各年度における入学者選抜手続全体を「本件入学者選抜行為」という。）。

(6) 本件入学者選抜行為の違法性が著しいこと

ア 私立大学といえども、高度に公の性質を有するものであり（教育基本法

第6条第1項，同第2項），憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務，及び教育基本法等その他の法令に従う義務がある（東京地裁平成18年2月20日判タ1236号268頁ご参照）。

5 イ また，私立大学は，大学設置基準に従い，その入学試験を「公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行う」義務を負っている（学校教育法3条，大学設置基準第2条の2）。

ウ 選抜の「公正」さは，入学者選抜のまさに本質的要素であるところ，その具体的態様がどうあるべきかは，上位規範である憲法，教育基本法等その他の法令に照らして判断されなければならない。

10 エ 日本国憲法は，第13条「すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」，第14条1項「すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。」，  
15 第26条1項「すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定する。

オ 教育基本法第4条1項は，「すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない，人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない。」として，  
20 教育における男女平等原則を規定する。

カ これらの規定より，個人が，その性別にかかわらず，私立大学の入学者選抜において同一の試験<sup>1</sup>を受ける権利，すなわち性別を理由として差

---

<sup>1</sup> 女子受験生差別撤廃条約第10条は，次のように規定し，試験の実施や教育機会等については男女間の「平等（equal）」ではなく「同一（same）」の保障を求めている（下線は代理人において付した。）。



別されない権利を保障されていることは明らかである。

キ したがって、私立大学を運営する学校法人である被告が、入学者選抜に際して、女子受験生という性別のみに着目してその合格者数を抑制することを意図し、「属性調整」を含む採点等一連の手續を通じて実際にその効果を持つ選抜試験を実施する行為（本件入学者選抜行為）は、憲法、教育基本法、学校教育法によって保障された女子受験生個人の上記権利を侵害し、かつ、大学設置基準第2条の2において求められる入学試験の「公正」さを著しく欠き、違法である。

5

ク また、男女共同参画社会基本法は、私立大学を含めすべての国民が学校等における男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるべき責務を定め（第10条）、同法第3条は、男女共同参画社会の形成の根幹的価値として「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」を掲げる。

10

ケ このように、私立大学は、教育機関として男女共同参画社会の形成に寄与すべき社会的責務を負っているところ、被告が入学者選抜に際して、女子合格者数の抑制を意図し、「属性調整」を含む採点等一連の手續を通じて実際にその効果を持つ選抜試験を実施すること（本件入学者選抜行為）は、これらの価値を蔑ろにし、男女共同参画社会の形成を阻害す

15

---

「第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格證書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会」

るものであって、断じて許されるものではない。

コ 以上のとおり、本件入学者選抜行為は、女子受験生の個人としての権利と尊厳を毀損し、女子受験生が個人として能力を発揮する機会を奪うものである。

5 サ 加えて、男女共同参画社会基本法が定める教育機関としての社会的責務に明白に違反するものであるから、その違法性は極めて大きく、強い非難に値するというべきである。

(7) 本件と採点ミスは決定的にその性質を異にすること

10 ア この点について、被告は、「入学試験における採点ミスの事例に対するこれまで公知となってきた対応事例等から」「一部の者の合否判定に不適切な点があったことをもって入学試験の全体が違法となる」ことがないのは明らかであるなどと主張する(被告準備書面(1)第3第3項(1)イ)。

15 イ しかしながら、入試における「採点ミス」は、あくまでも採点担当者の「過失」に基づく行為であって、その発生は偶発的かつ単発的であり、その内容も、通常は技術的なものである。

20 ウ それに比べて、本件入学者選抜行為は、計画段階からの差別的意図によって貫かれた故意による人権侵害行為であって、その実施態様は組織的かつ継続的であるから、「採点ミス」とはその性質も深刻さも全く異なる。

エ むしろ「採点ミス」との比較によって、本件行為の悪質さや違法性の強さが浮き彫りになるとさえいえよう。

25 オ さらに、被告は試験全体を違法や不法行為と評価すれば入学者や卒業生の地位を否定することとなり法的安定性を害するなど主張するが(被告準備書面(1)第3第3項(1)イ)、原告らは、本訴訟において被告の不法行為責任を問うているのであり、試験結果の有効性を争って

るのではない。

カ 被告の上記各主張は、議論のすり替えに過ぎない。

## 2 被告の行為により侵害された原告らの権利・利益

以上述べてきたとおり、本件入学者選抜行為（甲 13〔手続①ないし⑧〕）

5 は、全体として一個の違法な差別行為と評価されるどころ、以下では、順次各手続きが進められるなかで、受験生の募集手続とそれに対する出願（同手続③，④）ならびに採点手続及び合否判定の段階（同手続⑦，⑧）において原告らの具体的権利が侵害されたことを述べる。

### (1) 被告の違法行為と原告ら女子受験生の接点としての募集手続等

10 ア 被告は、予め「女子合格者数を抑制する。」という目的と、その実現のため「属性調整」を含めた一連の入学者選抜体制について意思決定した時点（甲 13〔手続①〕）で、違法な入学者選抜体制の構築に組織として着手したというべきであり、その実施される各手続きは、当該目的達成に向けた一連の過程として位置づけられる。

15 イ なお、被告の上記意思決定の時点（同手続①）では、確かに被告内部の決定にとどまり、具体的な受験生の権利侵害は生じていないものの、被告による入学者の募集要項の公表（同手続③）により、違法な入学者選抜体制と社会との接点が生じた。

ウ この募集に応じて女子受験生が出願し試験を受けた段階から、順次、女子受験生の具体的権利が侵害されるに至った（同手続④ないし⑧）。

エ 換言すれば、女子受験生を差別的に扱い、女子合格者を抑制するという目的を含む本件入学者選抜体制について、被告が意思決定をした段階（同手続①）で、既に、女子受験生に対する権利侵害の高度の蓋然性が生じていたところ、手続きが進行し、実際に女子受験生が募集に応じて出願し、試験を受けるに至る過程（同手続③ないし⑧）で、その権利侵害が現実化したものといえる。

25

(2) 募集手続が欺罔行為にあたること

- ア 被告は、平成18(2006)年度から平成30(2018)年度の入学者選抜に至るまで、入学者選抜体制が内包している差別的目的や属性調整の事実を秘したまま、あたかも「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」われるかのように装い、入学希望者を募集してきた(甲13  
5 [手続③]。以下、「本件募集手続」という。)
- イ 本件募集手続は、事前に定められた入学者選抜の女子受験生差別的意図と評価方法を偽ってなされた女子受験生に対する欺罔行為であり、それにより、原告ら女子受験生は諸権利(その内容は後述する)を侵害され  
10 た。
- ウ 仮に、原告らが、被告の差別的意図や属性調整の存在を事前に知っていたならば、被告を受験しなかったことは明らかである。
- エ ところが、被告の欺罔的な本件募集手続により、原告らは、被告の入学者選抜が受験生の性別にかかわらず当然「公正、公平な」扱いをする体制を整えているものと誤信し、多数の大学の中から被告の運営する東京  
15 医科大学を選択し、受験の申込みを行い、被告の入学者選抜試験を受けるに至った。
- オ なお、被告は、女子合格者数を抑制する目的を持った入学者選抜体制を構築・実施するに際して、当該目的を正面に掲げた入学者選抜の実施が  
20 法的に許されないことを十分認識していたはずである。
- カ 東京医科大学は、男女共学であることを前提として、少なくとも外見上は「公正」、「公平」かつ「適法」にみえる入学者選抜試験を実施するためには、女子受験生を差別することを秘して、入学希望者を募集し、一定数の女子受験生合格者を出すことが必要不可欠だった。
- 25 キ だからこそ、被告は女子受験生に対する欺罔的な募集行為に及んだのである。

ク このようにして、被告の欺罔的募集行為に応じて被告の入学者選抜試験を受験した女子受験生は全て、被告における女子受験生差別的な試験の実施を可能にするための「重要な構成要素」として組み込まれることとなったといえる。

5 (3) 大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失  
原告らは、被告の差別的意図や属性調整の存在を知っていたならば、本来受けるはずのなかった被告の入学者選抜試験を受験させられたものであり、それによって、大学選択に関する自己決定権（憲法第13条）を侵害されただけでなく、限られた時間と資源を、被告を受験するために費やすこととなり、  
10 他大学の入学者選抜試験を受験する機会を喪失させられた（最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁、大阪高裁平成16年10月14日判時1890号54頁ご参照）。

#### (4) 教育上の平等権及び人格権侵害

15 ア 原告らは、被告の受験生募集に応じて出願し、被告の入学者選抜試験を受験することで、自らの意に反して、教育上差別されない権利や人格権をも侵害された。

イ 上述のとおり、本件入学者選抜行為は、性別のみを理由として女子受験生を男子受験生より劣位に置くという発想に基づいており、「女子合格者数を抑制する」ことそのものを目的とした差別のシステムである。

20 ウ かかる一連の本件入学者選抜の実施手続は、目的と効果の両面において、女子受験生に保障されている男性と同一の入学者選抜を受ける権利（女子受験生差別撤廃条約第10条、憲法第14条第1項、同第26条第1項、教育基本法第4条第1項）を侵害するものである。

25 エ また、女子受験生の存在そのものを性別のみを理由にして男性より劣位に扱うことで、個人の尊厳や人格の根幹部分（憲法第13条）を否定するものであって、その違法性は著しい。

オ 原告らは、被告の募集に応じた時点（甲 13〔手続④〕）、意に反してかかる被告の女子受験生差別的な入学者選抜体制に組み込まれることとなり、上記の男性と同一の入学者選抜を受ける権利、女子受験生差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利、及び女子受験生としての人格権を侵害された。

3 属性調整を含む採点手続とそれに基づく合否判定により侵害された権利

上記に加えて、原告 2 2，原告 3 3，原告 3 6，原告 3 7 は、入学者選抜手続が第二次試験に進んだ段階で、性別による属性調整を含んだ採点行為<sup>2</sup>の対象となり（甲 13〔手続⑦〕）、同採点結果に基づき不当に不合格と判定されたことにより（同手続⑧）、性別のみを理由として被告に入学する地位を否定され、男性と同一の試験や同一の教育を受ける権利、女子受験生としての人格権（女子受験生差別撤廃条約第 1 0 条，憲法第 1 4 条第 1 項，同第 1 3 条，同第 2 6 条第 1 項，教育基本法第 4 条第 1 項）を侵害された。

### 15 第 3 損害論

#### 1 総論

##### （1）被告の主張について

ア 被告は、原告らのうち、平成 2 9（2017）年度及び平成 3 0（2018）年度の受験生で、被告が改めて合格判定を実施した結果、本件属性調整の有無にかかわらず不合格になった受験生については、合否判定の結果が変わらないため、特段不利益が生じていないと主張する（被告第 1 準備書面〔1 8 頁第 1 文〕）。

イ また被告は、平成 2 5（2013）年度ないし平成 2 8（2016）年度の入学

<sup>2</sup> 二次試験において、全ての受験生につき「小論文の得点に『0.8』を乗じて減点」した上で、高等学校等コードが「5 1 0 0 0」より小さい高校出身の男子受験生については加点（5.5 点～1 0 点）を行い、他方、女子受験生については加点をしなかった（甲 2 の 1〔3 4 頁・3 2 頁〕）というもの。

者選抜についても、「繰り上げ合格の順位より上位となる可能性があった受験生」に該当しない受験生は、本件属性調整の有無にかかわらず不合格であったのであるから、損害が生じていないと主張する。

ウ さらに、平成24（2012）年度入試以前については、本件属性調整の具  
5 体的内容やこれによって不利益を受けた受験生を把握することができ  
ず、相当因果関係のある損害を確認できないとしている。

## （2）原告らが被った損害の範囲

しかし、平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度の入学者選抜  
で、属性調整の結果不合格となった受験生及び平成28（2016）年度以前  
10 の入学者選抜で「繰り上げ合格の順位より上位となる可能性があった受験  
生」のみに損害が生じているのではなく、それ以外の原告らにも、各年度の  
入学者選抜において本件属性調整が行われることを秘して被告が募集を行  
い、女子受験生差別（女子合格者数の抑制）を目的とする入学者選抜に参加  
させられたことにより、原告ら全員が、入学検定料、交通費等の実費は当然  
15 のこと、後述するとおり、多大な精神的苦痛を受け、金銭によって慰謝され  
るべき損害を受けていることは明らかである。

## 2 受験慰謝料について

### （1）医学部受験の実態

ア 一般に、医学部の入学者選抜（入試）は、医師としての国家資格取得及  
20 び職業選択に直結することから、きわめて熾烈な競争が存在し、私立大  
学医学部の合格率はそれぞれ、6.9倍から89.2倍であり、東京医  
科大学の倍率も15.3倍と、きわめて高くなっている（甲17〔48  
頁〕）。

イ 私立大学医学部の出題形式は、大学によって出題科目が異なったり、出  
25 題内容の特色があり、たとえば、被告の入学試験では、適性試験や小論  
文など、過去の被告の出題形式等を研究し、特別な対策を必要とする科

目も存在する（甲 17〔40～45, 52～59, 132～137頁〕）。

ウ したがって、各大学の入学者選抜全般に向けた学力の向上のみならず、  
受験生らは長時間かつ長期間、時間的犠牲や教材や予備校代などの経済  
5 的負担に耐えながら、被告の入学者選抜に焦点を合わせて試験勉強に取り  
組んで準備を行っているのである。

エ また、私立大学の場合、入学者選抜日程が集中しており、一人が受験で  
きる大学数は限られている。

オ そのため、原告らは、相当程度早い時期に受験校を選択し、それに向け  
て特別な準備を行ってきたのであり、原告らの被告の医学部入学者選抜  
10 のために照準を合わせて投入する時間と経済的な犠牲は極めて大きい  
というべきである（甲 17〔10～14, 28～37頁〕）。

### （2）原告らが受験のために行った努力

ア たとえば、原告のうち一人（原告 21）は、受験勉強を始めたのは、  
高校 2 年生のころであり、浪人 1 年目と 2 年目は週 5 - 6 日で予備校に  
15 通い、授業後や休みの日も教室が閉まるまで自習室にこもって勉強した。

イ 浪人 3 年目からは予備校に通うお金がなく、自分の長所短所に合わせて  
学ぶ必要があると感じたことから、たまに個人経営の塾へ出向くほかは、  
一人で勉強を続け、人と話す時間はほとんどなかった。

ウ このように、何年にもわたり、生活の大半を受験勉強に費やし、過酷な  
20 医学部受験を経験している（令和元年 6 月 22 日の期日における原告 2  
1 意見陳述）。

### （3）被告の属性調整を知った原告らが受けた精神的苦痛

ア 原告らは、多くの犠牲を払い、熾烈な受験勉強を経たのちに、被告の実  
施した入学者選抜の募集に応じ、実際に受験した。

25 イ しかし、被告の入学者選抜においては、そもそもその努力や能力とは全  
く無関係な、「女子受験生であること」のみを理由として男子受験生よ



り不利益に扱うことが、あらかじめ組織的に決められた差別的な選抜過程となっていた。

5 ウ 原告らは、被告の入学者選抜のかかる差別性や「不公正」「不公平」さを知らずに、被告の欺罔行為により意に反して同選抜手続に参加させられたことにより、上述のとおり、憲法で保障された平等権及び人格権を侵害された。

エ そして、原告らは「女子受験生であること」のみを理由として劣った存在として扱われたことで、人格的尊厳を著しく傷つけられ、多大な屈辱感、精神的損害を負ったものである。

10 オ たとえば、被告の属性調整が明らかになった際、原告のうち一人（原告21）は、女子受験生というだけで差別の対象とされる極めて不公正な入学者選抜に参加させられたこと自体に対して、被告から自らの人生を「性別」で品定めされたとの気持ちになり、大きな精神的苦痛を受けた（令和元年6月22日の期日における原告21意見陳述）。

15 カ また、原告らにおいて、被告が女子受験生を差別する本件属性調整を行っているを知っていたら、被告の入学試験を受験せず、他の大学を受験していたことが明らかである。

キ これはすなわち、被告の行為によって、他の大学を選択する機会を奪われたというべきである。

20 ク この点につき、裁判例では、大学の行為によって受験生がほかの大学推薦入学者選抜を受験するか否かを検討する機会を喪失したことについて、慰謝料が認められている（大阪高判平成16年10月14日判時1890号54頁ご参照）。

25 ケ とりわけ、原告らは、被告が公平、公正な入学者選抜を実施しているものと信じ、被告の入学者選抜の出題形式や出題傾向等について、過去問や予備校等を通じて調査し、被告の入学者選抜に照準を合わせて、他大

学の入学者選抜との調整を行い、被告を受験することに向けて努力してきた。

コ 仮に、原告らが被告による属性調整が行われることを知っていたならば被告を受験しなかったのであるから、それに向けた努力も不要であり、  
5 むしろ、原告らのこれらの努力は、本来、他の大学受験に向けられたはずであった。

サ 原告らは、被告の違法な本件入学者選抜行為により、被告の受験に対して照準を合わせて積み上げてきた自らの努力が全て裏切られたことに対し、絶望し、強い憤りを覚えている。

10 シ このように、原告らが将来を切り開くべく尽力してきた重大な場面で、被告による欺罔行為の結果、公正、公平な入学者選抜が実施されると誤信し、東京医科大学を受験させられたで人格権が侵害され、他の大学を受験する機会を奪われたことで被った精神的苦痛は甚大であり、その双方を慰謝するための金額は200万円を下らない。

15 3 不合格慰謝料について（属性調整の結果不合格の判定を受けたことによる損害）

（1）また、属性調整の結果、本来であれば合格であったのに、不合格になった原告ら（原告22、33、36、37）については、被告の不公正、不公平な入学者選抜、とりわけ、属性調整によって（それがなかった場合に比べて）低い得点、順位とされ、不合格との判定を受けたこと  
20 自体が極めて不当であり、原告らに多大な精神的苦痛を与えるものというべきである。

（2）また、本来であれば合格であったのに、不合格であるとの誤った評価を周囲の人に報告せねばならなかったことによる精神的苦痛も生じて  
25 ている。

（3）被告の属性調整が発覚してから、原告のうちの一人（原告33）は、

合格通知が送られてきたにも関わらず，入学を希望しなかった。

(4) 原告が，差別され，これまで被告の受験に向けて努力してきたことが踏みにじられたことに対し，人生で感じたことのない怒り，憎しみが沸いてきたとして，きわめて強い精神的苦痛を受けたものであり，その  
5 損害は甚大である。(令和元年7月26日の期日における原告33意見陳述)

(5) 本来であれば合格であったにもかかわらず，属性調整の結果，不当に不合格とされた原告らのこれらの損害を慰謝するための金額は，(受験慰謝料とは別に) 500万円を下らないものである。

#### 10 4 因果関係について

(1) 入学者選抜での性差別的取り扱いに対する受験生の反応

ア 女子合格者数を抑制することを目的として，大学の入学者選抜において女子受験生が「女性であること」という属性をもって差別されることが明らかになっていけば，そもそも，そうした性別を理由として不利益に  
15 扱う入学者選抜を受けないのは当然であり，自ら進んで，差別の対象となる道を選択する受験生はいない。

イ また，そうした入学者選抜を行っているという事実からは，入学後においても，進級や研究，就職等の様々な場面において，性差別に基づく不利益を受ける可能性があることが予測されるといえ，女子受験生において  
20 には，あえてそのような不利益を受ける可能性に目をつぶってまで被告を受験するという選択肢を取ることは想定し難い。

ウ 実際，被告が，属性調整を含む不公正な入学者選抜を行っていることが判明した後の，平成31(2019)年度入学試験における女子受験者数は，  
537人(一般入学・推薦入学の合計。甲18)であり，前年平成30(2018)  
25 年度の女子受験者数1478人と比較して，6割強も減少している。

エ このような女子受験生の顕著な減少率は，(被告が追加合格を実施した

ために生じた) 入学定員減少で説明がつくものではなく、「属性調整等の不公正, 不公平な入学者選抜を実施し, 女子受験生を差別してきた被告など受験したくない」という受験生心理が, 大きく影響したものというべきである。

5 オ つまり, 平成31(2019)年度入学試験における女子受験生の顕著な受験率減少は, 被告が性差別的な属性調整を行うことをあらかじめ知っていれば, 女子受験生が受験することはなかったことを裏付けるものというべきである(甲2の1〔17頁~22頁〕)。

10 カ 被告以外の大学医学部あるいは医科大学についても, 平成31(2019)年度入学試験における志願者数が大幅に減少したところがあり, 例えば, 朝日新聞EduA「最高は119.5倍! 2019年度 医学部最新志願状況分析」では, 「不正入試で話題の東京医科大、聖マリアンナ医科大は激減」との小見出しがつけられ, 本文中にも「東京女子医科大の志願者増について、石原さんは「女子差別がない医学部を受けようと考えた女子受験生も多いと思います」と指摘する。」との記述がある(甲19)。

## (2) 原告の具体的対応

ア 原告のうち一人(原告33)は, 被告による不公正, 不公平な入学者選抜の実態が発覚した後に, 採点のやり直しを得て合格通知を受け取ったが, 第一志望であった被告に対して入学しなかった。

20 イ その理由は, 東京医大のあまりにも酷い対応をどうしても許すことができず, 努力をしても報われないような不当な行為を早くなくさなければならぬと思ったからであるとしている(令和元年7月26日の期日における原告33意見陳述)。

25 ウ こうした原告の対応をみても, 本件入学者選抜者行為と, 原告らの被った入学検定料, 交通宿泊費等の実費及び, 受験慰謝料, 不合格慰謝料の損害との間に相当因果関係が認められることは明らかである。

#### 第4 被告第1準備書面「第3 被告の主張」に対する認否

##### 1 「1 被告における対応の経緯等について」

###### (1) 第1段落（被告は～実施した）

認める。

###### 5 (2) 第2段落（その結果～得点調整）という)

概ね認める。

ただし、被告は属性調整について「一般入試やセンター利用入試の二次試験科目である「小論文試験」の点数について、受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数、高等学校等コード）に応じて一部の受験生にだけ点数を加点する得点調整」と主張している（7頁）が、加点の前提として「小論文の点数に0.8など（年度によって異なる）の係数を乗じて減点しており、この減点によって男子受験生と女子受験生の得点差がより大きくなっている<sup>3</sup>ことからすれば、「減点」も属性調整の重要な構成要素というべきである。

###### 10 (3) 第3段落（被告は～提案している）

15 認める。

###### (4) 第4段落第1文（また～作成した）

認める。

###### (5) 第4段落第2文（これを受け～提案している）

認める。

---

<sup>3</sup> たとえば、平成29年度入試における小論文の配点は100点であるところ、男子受験生が70点、女子受験生が65点であったとする。

当該年度における属性調整は「全ての受験生につき「小論文の得点に『0.833』を乗じて減点」した上で、高等学校等コードが「51000」より小さい高校出身の男子受験生については加点（現役：5点、一浪：4点、二浪：3点）を行い、他方、女子受験生については加点をしなかった」というものであったから、男子受験生を現役とした場合、属性調整後の得点は63.31点、女子受験生は54.145点となる。

そうすると、属性調整がないときの得点差が5点であるのに対し、属性調整後は倍近くの9.165点もの得点差が生じることになる。

(6) 第5段落 (このように～認められない)

被告は、「本件得点調整によっても合否に影響がなかった受験生，すなわち本件得点調整の有無にかかわらず不合格であった受験生については，原告の主張するような不法行為は存在せず，また相当因果関係がある損害が発生しているとは認められない。」と主張するが，上述のとおり，属性調整を前提とした被告の入学者選抜手続全体が，女子受験生に対する一個の違法な差別行為と評価すべきなのであって，本件得点調整の有無にかかわらず不合格であった受験生である原告らに対しても，不法行為が成立する。

(7) 第6段落第1文 (原告らは～している)

10 認める。

(8) 第6段落第2文 (しかし～ではない)

争う。

原告らは「本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生がいたことをもって，その他の受験生との関係で「合否の判定」が違法」と主張している訳ではない。属性調整を含んだ入学者選抜手続全体が，性別のゆえに女子受験生を差別する違法な行為なのである。

(9) 第6段落第3文 (さらには～はずがない)

事実に関する主張は不知，評価は争う。

(10) 第6段落第4文 (一部の者～明らかである)

20 争う。

原告らは，被告の不法行為によって受けた損害の賠償を求めているのであり，既になされた合否判定の無効確認を求めている訳ではないから，被告主張は前提を欠く。

(11) 第7段落 (また～できない)

25 不知。

なお，仮に，文書保存年限を定めた規程があったとして，その年限どおり

に文書が処理（廃棄）されているとは限らない。よって、原告らは被告に対し、入学者選抜手続きに関する資料が既に廃棄されたというのであれば、被告内において文書廃棄にかかる決裁がなされているであろうから、当該決裁にかかる文書など、廃棄を根拠づける資料の開示を求める。

5 2 「2 原告らの主張」

認否の対象ではない。

3 「3 入学試験が全体として違法となることはない」

(1) 「(1) 入学試験は全体として適正に実施された」

ア 「ア 入学試験の手續と実施」

10 認める。

イ 「イ 得点調整による合否への影響」

(ア) 第1段落（第三者委員会報告書～3の1））

被告は、「ごく一部かつ少数に過ぎない」と主張するが、被告の不法行為は「数」が問題になる性質のものではない。

15 (イ) 第2段落（一部の者～害する）

争う。

被告は、「一部の者の合否判定に不適切な点があった」と主張するところ、確かに、属性調整をそのように捉えることも可能であろうが、それは被告が行った属性調整を不当に「矮小化」するものと言わざるを得ない。

20 属性調整は、「女子受験生であること（のみ）をもって女子受験生を差別したこと」、すなわち「女子受験生差別」がその本質なのであって、何ら正当化する余地のない違法な行為である。

また、既に主張しているとおりの、原告らは合否判定の無効確認を求めている訳ではないから、「入学試験を前提として確定した入学者の位や卒業生の地位を否定することにもなりかねず、大学運営全般にわたって法的安定性を著しく害する。」との被告主張は前提を欠く。

25

(ウ) 第3段落第1文(このことは～明らかである)

争う。

本件は、「採点ミス」などとは全く性質を異にしており、被告主張は比較すべきでない事例を比較対象としている点で不当である。

5 (エ) 第3段落第2文(採点ミス～ことはない)

不知。

(オ) 第3段落第3文(要するに～はずがない)

争う。

(2) 「(2) 本件得点調整に関する第三者委員会の指摘と本学の対応」

10 ア 「ア 第三者委員会の指摘する本件得点調整」

(ア) 第1段落(第三者委員会～甲4))

被告は、「本学の当時理事長ないし学長であった者が、本件得点調整を行っていたことを指摘」と主張するところ、「行っていた」とあたかも個人的な行為のように表現している趣旨あるいは意図が、得点調整を「理事長あるいは学長の個人的に引き起こした不祥事」という印象を与えるためなのであれば、強く争う。

属性調整は、理事長や学長の意思決定に基づき、被告が「組織的かつ継続的」に行ってきたものであって、ごく一部の個人に帰責して事足れり、というような性質の問題ではない。

20 (イ) 第2段落(さらに～甲4))

被告は、第三者委員会の報告では「入試委員会及び教育委員会並びに教授会はいずれも本件得点調整を認識していなかったものと指摘」されていると主張するが、報告書の記述は「平成25年度ないし平成30(2018)年度入試にかかるその他の入試委員が属性調整が行われていたと認識していたものとは認定し難い」というものであって、第三者委員会が「認識していなかったと指摘」との被告主張は不正確である。



また、仮に入試委員会等が属性調整を認識していなかったとしても、学長  
あるいは理事長という被告のトップにある人物が、属性調整を行うと意思決  
定し、それに基づいて属性調整を前提としたプログラム等の作成がなされ、  
入学者選抜システムが構築されているのであるから、被告が組織的（かつ継  
5 続的）に、属性調整を含む入学者選抜手続きを行ってきたことは何ら否定さ  
れない。

(ウ) 第3段落（本件得点調整～基礎づけられている）

強く争う。

10 繰返しになるが、属性調整は、学長なり理事長の「個人的」行為と評価さ  
れるようなものではない。

イ 「イ」 第三者委員会の指摘を受けた本学の対応」

(ア) 第1段落第1文（第三者委員会～おこなった）

不知。

(イ) 第1段落第2文（学校法人～甲3の1）

15 不知。

(ウ) 第2段落（平成29年～乙4）

概ね認める。

(エ) 第3段落（また～開始している）

不知。

20 (オ) 第4段落（他方～なかった）

第三者委員会の報告において補償等に関する提言がなかったことは、被告  
の不法行為責任に何ら影響を与えるものではない。

(3) 「(3) 本件属性調整の背景」

ア 「ア 本学が女子受験生医師の育成に積極的に取り組んできた経緯」

25 不知（ただし積極的に争う趣旨ではない。）

イ 「イ 本学が各医療圏において果たしている役割」

不知（ただし積極的に争う趣旨ではない。）

ウ 「ウ 本学の付属病院群における医師の確保」

不知（ただし積極的に争う趣旨ではない。）

エ 「エ 一般的な女子受験生医師の動向について」

5 知らないし争う。

なお、被告は「就労については、医師となってからの就業期間、週当たりの就労時間共に、男性医師より女子受験生医師が短いという実態がある。」などと主張しているが、女子受験生医師が男性医師と比較して（医療現場における）「労働力」として不十分であり、医師不足のため十分な医療サービスの提供に支障を来している、それゆえに男性医師を一定数以上確保するため、女子受験生の合格者数を抑制したという趣旨なのであれば、強く争う。

10

本来、「労働環境等の改善」によって解決されるべき課題（医療現場における医師不足）を、「属性調整による女子受験生の合格者数抑制」という極めて不当な手段によって解決することは、医療現場の現状につき何ら責任のない女子受験生に謂れのない「犠牲」を強いるものであって、到底許されるものではない。

15

4 「4 不法行為による損害等がないこと」

(1) 「(1) 平成29年度及び平成30（2018）年度入試に関して」

ア 第1段落（原告らは～主張する）

20

認否の対象ではない。

イ 第2段落第1文（しかしながら～生じていない）

争う。

原告らが請求している「受験慰謝料」は、被告が行った属性調整を核とする不公正、不公平な入学者選抜手続きにつき、あたかも公正、公平な入学者選抜手続きであるかのように装って、真実を知らない女子受験生をして被告

25

に出願、受験させたことによって生じるものであって、合否判定が変動しな

いことは受験慰謝料の発生を妨げる事由とならない。

ウ 第3段落（また～用意がある）

不知。

(2) 「(2) 平成25年度ないし平成28年度入試について」

5 ア 第1段落（平成25年度～生じていない）

争う。

既に述べたとおり、原告らは、被告の入学者募集に応じた時点（甲13〔手続④〕）、あるいは遅くとも第一次試験を受けるに至った時点（同手続⑤）で、被告の女子受験生差別的な入学者選抜体制に組み込まれることとなり、上記  
10 の男性と同一の入学者選抜を受ける権利、女子受験生差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利、及び女子受験生としての人格権を侵害されたというべきである。

イ 第2段落（また～用意がある）

不知。

15 ウ 第3段落（原告23について～生じていない）

争う。

(3) 「(3) 平成24年度以前の入試について」

上で述べたとおり、資料廃棄の事実について釈明を求める。

以上

20 証拠方法 証拠説明書記載の通り

附属書類 甲各号証